

広島市 お知らせ

市税特集号
27. 10. 18

(市政廣報ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室情報 印刷所 中本印刷株式会社

市財政の収入と

その割合



私達の個人生活は市民生活から離れることは出来ません。市政は市民生活の秩序維持と向上発展のために行われます。そして市政を行うためには経費がかかります。市政の台所のことを市財政と言います。その収入は次のようなもので仕組みられています。

市税 市財政の収入の根本となるものは市民の納める市税です。

国庫支出金 市民生活は国民としての生活から離れることも出来ません。又市政も国の政治から離れることが出来ません。そこで市民は国税も納めます。そして市政そのものには国の政治と歩調を揃えて行わなければならないものが沢山あります。その経費は、国の財政事情によつて一定の部分までは市民の納めた国税が国庫の支出金として市の財政に返つて来ます。

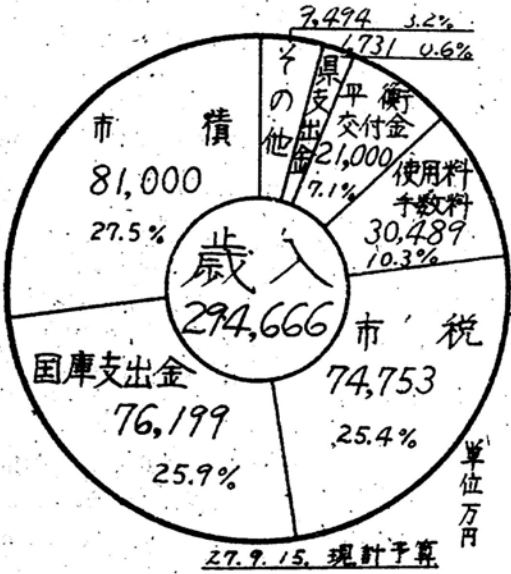
市債 将来長く利益を受けるような永続性のある事業に使う経費は市債でまかないます。しかし市債の発行は国の財政事情や国民の経済事情によつてきめられるので、今日では国が統制しております。

地方財政平衡交付金 国は市政の一定の部分については全国的に或る程度の歩調を揃えるように調節しております。人口の割合に経済事情の苦し

い市に対しては、国の財政事情の許す範囲内で調節のための金が国庫から市財政に交付されます。

その他 使用料・手数料・県支出金その他の財政収入があります。

昭和二十七年年度予算 本年度の市財政収入予算は次の通りです。この内、国庫支出金・市債・平衡交付金は国の財政事情によつて相当左右されるものです。(但し競馬競輪事業会計は含みません)



◎回覧してお読み下さい

シャウプ勧告と 地方税制の改革



市の經常収入は、市税を中心として成り立っていますが、その種類や内容等の問題に入ると、それらの土台となる地方税制の改革について述べましょう。

昭和二十四年五月に発せられたシャウプ税制使節団による勧告は、我が国の税制全般について根本的な改正提案でした。

改正のねらい

政府はこの勧告に応じて、税制改革を行つたのですが、そのねらいは

1 民主的な地方自治の徹底のために、地方自治体の財政を豊かにする。

2 その財源は地方自治体自ら確保出来るものとする。

税制改革の内容

これまでの地方税は、種類が多くその上府県と市町村が同種類の税金をかけていたり、又国税と地方税が同じ税源に頼つていたので、これを改めて、国・府県・市町村間の税源を配分し、同種類の税金を歩合によつて分けるような方法をやめて、税種別に分け、同時に重要でない細かい税が整理されました。

即ち従来は市町村税のうち重要なものが、府県税の附加税となつていたので、府県と市町村とでかかるべき税目がはつきり区別されました。この結果市町村では市町村民税と固定資産税を根幹として、祖税組織がつくられました。

地方税の徴収順序は国税と同一

なお従来国税は地方税に優先して徴収されることになつていたので、この改革により、両者の順序は同一となりました。

市民税

市民税は均等割と所得割との二つです。従来は主帯主単位に課税されていましたが、現在は所得のある成年者はみな課税されます。

(1) 市民税を納めなければならないもの
イ、市内の住所をもつて個人
ロ、市内に住所をもつていないが、事業所、事務所、家屋敷をもつて個人

(2) 市民税を課せられない個人
イ、前年中の所得が全額ない個人
ロ、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
ハ、老年者(六五以上)、未成年者、寡婦、不具者(これらの者が前年中において十万円を超える所得があつた場合を除く)

(3) 市民税の申告が必要なもの
イ、毎年一月一日現在で本市内に住所をもち、前年中に給与所得以外の所得のあつた個人は、毎年四月三十日まで
ロ、前年中に給与所得のあつた個人は源泉徴収票の写を添えて毎年二月十日まで

(4) 更正又は決定事項の申告
四月三十日までに市民税申告書を出したものの、又は申告しなかつたものが、その後所得税の更正又は決定を受けた場合は、その事項を申告しなければなりません。

(5) 給与支払報告書の提出
一月一日現在で給与支払いをしているもので、所得税法の規定により所得税を源泉徴収しているものは、二月十日までに給与支払報告書を提出しなければなりません。

(6) 市民税算出方法
総所得金額から、生命保険控除、勤労控除(給与所得のみ)、雑損・医療控除、扶養控除、基礎控除を引いた金額に一定の税率をかけて算出した所得割額に均等割の五百円を加えた額が市民税額となります。

(7) 課税標準及び税率
イ、均等割 個人 五百円
法人 千八百円
ロ、所得割
△課税標準は、個人の場合は前年中の総所得金額から控除を差引いた額、法人は法人税額
△基礎控除 三万八千円
△勤労控除 給与総額の一・五割
△扶養控除 最高二千円まで
△保険料控除 最高二千円まで
△雑損・医療 七千円、雑損・医療は税務署で認められた額

(8) 税率(超過累進方法)
三万円以下の金額 百分の五
三万円を超える金額 百分の六
五万円を超える金額 百分の七
七万円を超える金額 百分の八
十万円を超える金額 百分の九
十五万円を超える金額 百分の十
法人税割法人税の 百分の十五

(9) 課税標準
イ、土地、家屋及び事業用有形償却資産で毎年一月一日現在で固定資産課税台帳に登録されているものは、これを課税標準とします。この価格とは適正な時価即ち固定資産を使用収益するものとして、通常これに上乗せする価格のことです。

(10) 固定資産評価額の決定
固定資産の評価額は市長が自治庁から指示される評価基準を参考として決定しますが、補佐役として、学識経験者の中から市議会の同意を得て選任された一名の固定資産評価員と若干名の補助員がおります。

(11) 評価方法
イ、土地については、一筆毎に調査して評価するが、建前ですが、本市は都市計画事業未完成等の理由で、状況の類似する地区毎に、標準となる土地を評価し、これを基準に決定します。

ロ、家屋の場合は、再建築価格(一月一日現在で新しく建築したものとしての価格)を決定し、これから建築後の経過年数、その他による損耗、所在地の状況等を考慮して評価額を決定します。

ハ、償却資産については、先ず自治庁から指示される新品価格表を本市に適合するよう修正して、新品価格を把握し、次に現物についてその取得年月日、取得価格、現在の状況等を調査し、耐用年数等をにらみ合せて評価額を決定します。

ニ、評価額決定と台帳の縦覧

(12) 評価額の決定と台帳の縦覧

を源泉徴収しているものは、二月十日までに給与支払報告書を提出しなければなりません。

(6) 市民税算出方法
総所得金額から、生命保険控除、勤労控除(給与所得のみ)、雑損・医療控除、扶養控除、基礎控除を引いた金額に一定の税率をかけて算出した所得割額に均等割の五百円を加えた額が市民税額となります。

(7) 課税標準及び税率
イ、均等割 個人 五百円
法人 千八百円
ロ、所得割
△課税標準は、個人の場合は前年中の総所得金額から控除を差引いた額、法人は法人税額
△基礎控除 三万八千円
△勤労控除 給与総額の一・五割
△扶養控除 最高二千円まで
△保険料控除 最高二千円まで
△雑損・医療 七千円、雑損・医療は税務署で認められた額

(8) 税率(超過累進方法)
三万円以下の金額 百分の五
三万円を超える金額 百分の六
五万円を超える金額 百分の七
七万円を超える金額 百分の八
十万円を超える金額 百分の九
十五万円を超える金額 百分の十
法人税割法人税の 百分の十五

(9) 課税標準
イ、土地、家屋及び事業用有形償却資産で毎年一月一日現在で固定資産課税台帳に登録されているものは、これを課税標準とします。この価格とは適正な時価即ち固定資産を使用収益するものとして、通常これに上乗せする価格のことです。

(10) 固定資産評価額の決定
固定資産の評価額は市長が自治庁から指示される評価基準を参考として決定しますが、補佐役として、学識経験者の中から市議会の同意を得て選任された一名の固定資産評価員と若干名の補助員がおります。

(11) 評価方法
イ、土地については、一筆毎に調査して評価するが、建前ですが、本市は都市計画事業未完成等の理由で、状況の類似する地区毎に、標準となる土地を評価し、これを基準に決定します。

ロ、家屋の場合は、再建築価格(一月一日現在で新しく建築したものとしての価格)を決定し、これから建築後の経過年数、その他による損耗、所在地の状況等を考慮して評価額を決定します。

ハ、償却資産については、先ず自治庁から指示される新品価格表を本市に適合するよう修正して、新品価格を把握し、次に現物についてその取得年月日、取得価格、現在の状況等を調査し、耐用年数等をにらみ合せて評価額を決定します。

ニ、評価額決定と台帳の縦覧

(12) 評価額の決定と台帳の縦覧

(13) 評価額の決定と台帳の縦覧

(14) 評価額の決定と台帳の縦覧

(15) 評価額の決定と台帳の縦覧

(16) 評価額の決定と台帳の縦覧

(17) 評価額の決定と台帳の縦覧

(18) 評価額の決定と台帳の縦覧

ここで例を挙げて説明しますと

総給与所得 184,000円で扶養親族2名の場合

課税総所得金額
184,000円 - 27,600円 - 34,000円 - 38,000円 = 84,400円

所得割額 均等割額 市民税額
5,252円 + 500円 = 5,752円

市民税の徴収方法と納期
イ、普通徴収
二、特別徴収
三、納付期限は五月三十一日から同月三十一日まで

市民税の減免
次に掲げる人で、市長が必要と認めるときは、本人の申請によつて減免可能
イ、貧困により、生活上公私の扶助を受ける人
ロ、民法第三十四条による法人(営利を目的とせず、公益に関する法人又は財団)
ハ、その他特別の事由のある人

市税の徴収方法
1 普通徴収は徴税令書を納税者に交付し、期限内に納める方法
2 特別徴収とは給料生活者の給与に、市民税の源泉徴収のようにより、給与の支払者が徴収してこれをまとめて給与支払者が納付するよう方法で、電気ガス税も特別徴収の一つの方法です。

市税の納付
3 申告納付とは市民税の法人税割のように、予定申告本として自らその納付すべき税額を

市税の徴収方法

市税の納付

市税の徴収方法

市税の納付

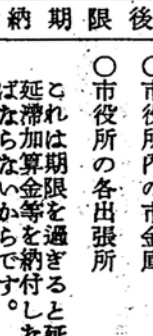
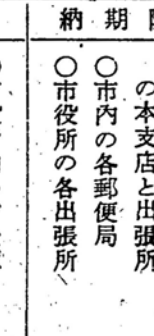
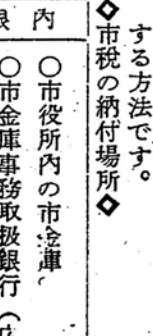
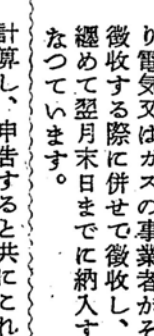
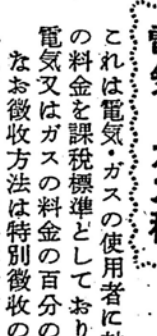
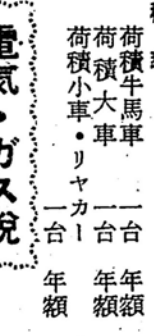
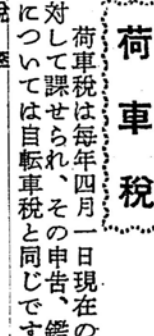
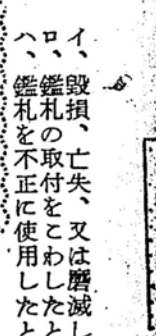
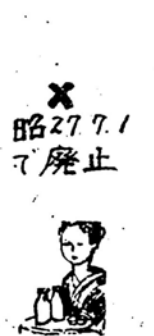
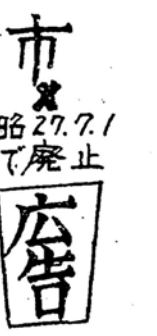
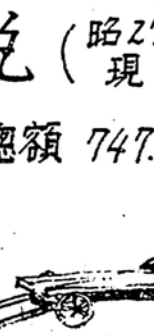
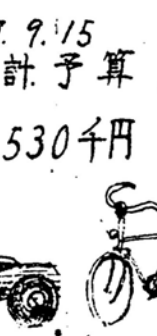
市税の徴収方法

市税の納付

市税の徴収方法

市税の納付

市税の徴収方法



市税 360,722円 48%

定税 213,871円 29%

自轉車税 6,743円 0.8%

荷車税 648円 0.07%

電気ガス 66,285円 9%

市税 1,015円 0.1%

市税 411円 0.03%

市税 82,581円 11%

市税 15,254円 2%

市税 82,581円 11%

市税 15,254円 2%

市税 82,581円 11%

市税 15,254円 2%

市税 82,581円 11%

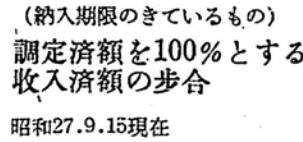
市税 15,254円 2%

市税 82,581円 11%

市税 15,254円 2%

〔市〕
〔税〕
〔の〕
〔滞〕
〔納〕

昭和四年度	二、三〇〇万円	課税額の 三%
昭和三年度	元、五〇〇万円	課税額の 三%
昭和二年度	一七、八七万円	課税額の 一九・五%

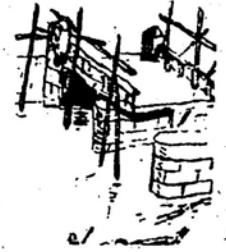


市税滞納によつて生ずる不都合

△大藏省より二億二千万円（日歩一
銭八厘）

市税滞納は、市税負担が重くなつて来たことと経済状態の変動にもよるのですが、一般に納税の理解が不十分であることと、納税に対する準備ができていないことが考えられます。

いよう、市税完納を御協力下さい。



二つの方法

たが、是非、必要と認めざるは、予め計画をたてて準備すること。

1. 予め自分の納める税金額を計算して個人で貯蓄してゆく納税準備預金制度

2 納税貯蓄組合に加入して、日掛、月掛、年掛の3種類の貯蓄方式がある。日掛は、毎月1日、15日、末日の3回、月掛は毎月1回、年掛は毎年1回、それぞれ一定の金額を納付する。日掛は、毎月1日、15日、末日の3回、月掛は毎月1回、年掛は毎年1回、それぞれ一定の金額を納付する。

1、これらの預金に対しては、その利子の所得税免除の特点があります。

納期限を過ぎても税金の納入がたい場
合は、納期限後二十日以内に納期日を指

に
め
りません。

延滯金

納めなければなりません。

延滞加算金

金納付の日までの日数に応じて前記の延

2

納期限及び納期限後十日以内に完納

○徴税令書一枚につき三円以内

です。組合の結成及び加入をお願いします。

一般にも期限前納付

は有利です

市民移前籍件數	三十二件
固定資産稅	四十五件

但しこの延滞加算金の額は税額の5%

でとどめることになつております。

財産の差押え及び公売

押えや公売等の滞納処分を行うこととなる訳です。

罰則

ます。
☆市税について検査を拒否又は妨害した

り、虚偽の書類を提出又は答弁したものの及び質問に対し答弁しなかつたものの

(一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金)

☆虚偽の申告又は報告したもの
（一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金）

☆虚偽の申告又は報告したもの
（一手以下の懲役又は二十万円以下の

☆正当の事由がなくして申告しなかつたもの

（三万円以下の罰金）

☆詐僞その他不正行為により税金の全部又は一部を免かれたもの

（三年以下の懲役又は百万円以下の罰金）

☆特別徴収義務者で、徴収した税金の全部又は一部を納入しなかつたもの
（三）以下の特受又は百万円以下の特受

☆納税義務者が市内に居住しない場合は、
(金) 三年以下の滞行又は百万円以下の滞

納税管理、人を定めて申告しないければならぬ。

虚偽の申告をした場合
(三万円以下の罰金又は過料)

☆**滞納処分**に際し、財産をかくしたり、
損壊したりしたもの

(三) 三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

☆滞納処分の手行におたり 検査を拒否
又は忌避したもの
(三万円以下の場合)

27. 11. 1

印刷所 中本印刷株式會社

どうなつてゐるか

十月十日現在の受付数は、遺族年金請求が四千百十一件、弔慰金請求が五千二百八十七件に達しております。

戦没軍人軍属の遺族のうち遺族年金、弔慰金を受ける資格のある方で、まだ請求されていない人は至急請求手続をおとり下さい。

◆年金、弔慰金が交付されるまでの手続図◆

受付請求書の大部分は、進達されており、すでに厚生大臣の裁定を得たものも遺族年金に四十七件、弔慰金に三十件ありますがまだ在市から県へ進達されていないものが二百二十件あります。これは提出書類が不備なために後れているのですが、一番多いのは兄弟姉妹の立場で弔慰金を請求しておられる場合の戸籍書類の不備です。即ち厚生省の指示により兄弟姉妹が弔慰金を請求する場合には次の書類を添付しなければなりません。

1 請求者より先順位である戦没者の妻・子・父母(養父母を含む)及び父方母方双方の祖父母(養祖父母を含む)が死亡し、又は失権



めか、返送されて来たものが三十八件あり、その後四件は判明しましたが、十月十八日現在でまだ三十四件が宙に迷っています。

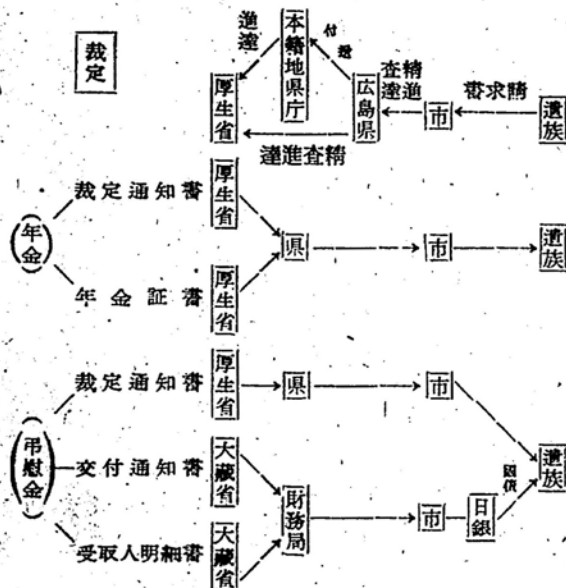
市ではこのために各遺族会支部長宛にも照会し、ラジオ中国でも居所不明者の氏名を發表しました。お心当りの方は至急市社会課に御連絡下さい。

△弔慰金について市民からの問合せ

廣島地方貯金局からの通知で、郵便局へ弔慰金を受取りに参りましたが、ただけませんでした。一体どのようなになっているのでしょうか。

◎市社会課の答

御尤もな疑問です。厚生省から裁定通知書が広島市長宛に交付されても、日銀広島支店から現実に受領するためには、図に示したように、中国財務局長から広島市長に送付される交付通知書の到達を待たねばなりません。この交付通知書の到達が時間的にすれるため遺族の人達に現物をお渡しできるのも多少おくれる訳です。なお広島地方貯金局から通知が参るのは、中央で厚生大臣が裁定したの



◎回覧にしてお読み下さい

2 同順位者である
請求者以外の兄
弟姉妹（他家に
嫁しているもの
を含む）の戸籍
抄本
以上の書類を添
付しておられない
人に對しては市社
会課から追加提出
書類を記載した通
知書を発送致しま
した。

◆市で一番困つて
いること◆
市から通知書を
発送しても、請求
書に書かれた現住
所が違つてゐるた



木村援護金支給については
 十一月ははじめの通牒を以て
 の言明を得た。これにより、
 支給対象も早くきまるとい
 う。請求書の年内受付も可能
 となろう。との年報が十月二
 十日山下参議員議員からよ
 られました。

(社会)

3 貸付期間 六ヵ月以内
4 貸付利率 日歩三銭
広島県特産企業特別融資制度（県下借用

もうお納めになりましたか

世界連邦アジア会議

[illegible]

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

十一月二十三日は勤勞をたつとび
生産を祝い、國民たがいに感謝し合う
日です。この勤勞の日に直接目に見え
る文化財を建設するにも広い意味で物
生産又その感謝は農産物や各種の
生產品に對するその意義を拡大し
て、國民がひとしく勤勞によりお
くものであつて、それによりお
互いの生存が保たれてゆく事を
感謝し、文化を生み出してゆく
十三年からもうけたものと、昭和二
す。従つてこの日の意義は新數
祭やメーデー等とは異なるもの
であることがお分りでしょう。
記の通り各種の行事を行う予定

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

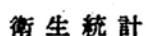
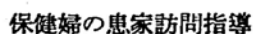
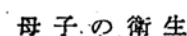
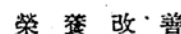
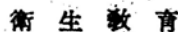
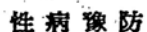
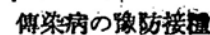
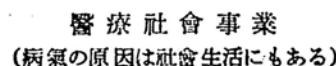
勤 勞 感 謝 の 日

〇〇〇〇〇 優良労働者の表彰
〇労働者慰安大会
〇勤労者託児所開
〇労働災害による入院患者の慰問

(勞政課)

11月4日~10日

健康な社会をつくりましょう



「つき年賀ハガキが 売出されます」

十一月十五日から全国一斉にお年玉つき年賀ハガキが売出されます。広島市の割当は二百二十六万九千枚です。今年のハガキは、普通ハガキ並の一枚五円です。このうち一枚につき一円が社会事業資金として共同募金目標額に加えられます。

たすけあい運動の延長としてお年玉つき年賀ハガキを御使用下さい。大口入用の方は十一月一日から左記で申込みを受け付けますから、早目にお申込み下さい。申込み先 市社会課内共同募金会広島市支会事務局

最寄りの郵便局、なお今年の賞品は、次の通りです。

特等	ジョーキミシン	三五〇〇本
特等	スーバー電気洗濯機	七五〇〇本
二等	実用羽根ブトモ糸(一ポンド)	一五〇〇〇本
二等	ダイヤモンドモ糸(一ポンド)	三、五〇〇〇本
四等	BAビンボンセット	七、〇〇〇〇本
四等	ヤマハバンドハーモニカ	七、〇〇〇〇本
五等	和洋縫針セット三五〇〇	〇〇〇〇〇本
五等	お年玉切手一〇、五〇〇	〇〇〇〇〇本

(共同募金会広島市支会)

税法上の寡婦とは

十月十八日発行の広島市お知らせ市税特集号では、現行市税を中心に説明しましたが、市民税を課せられない個人としての寡婦の解釈について二、三問合せがありましたので説明しましょう。

- 税法上の寡婦とは
- 女子で離婚したのち婚姻していないもの
- 女子で再婚したのち婚姻していないもの
- 女子でその配偶者が死亡したのち婚姻していないもの
- 女子でその配偶者が死亡したのち婚姻しているもの
- 妻で夫の生死が明らかでないもの
- 妻で夫の生死が明らかでないもの

(市民税課)

ラジオ中国市政の時間

最近新しく開設されたラジオ中国の番組のなかに、毎週水曜と土曜の午後六時三十分から五十分、市政の時間が組まれています。放送内容は、市からのお知らせ事項や、市民の声に対する回答をお伝えしています。(広報係)

感謝

(九月十八日から十月十七日までの受付分)

次の方々から寄附金を戴きました。皆さんと共に感謝いたします。

△一万二千八百円	福岡北海道旅行団
△一万円	市内庚午北町九丁目七八
△一万円	東京銀座西二丁目 幸子氏
△五千円	市内平野町三〇 藤山 直子氏
△二千七百三拾八円	古月舞踊研究所
△三百円	山口県防府市(匿名)
△二百円	前橋高校社会科学部研究部
△一千円	名古屋市中川区富船町三の一 栗本喜代治氏

寄附金累計

事業支出累計	九百九十四万六千六百七十三円六銭
残額	五百六十九万三千八百十四円

(十月十七日現在)

（広島市寄附財産管理委員会）

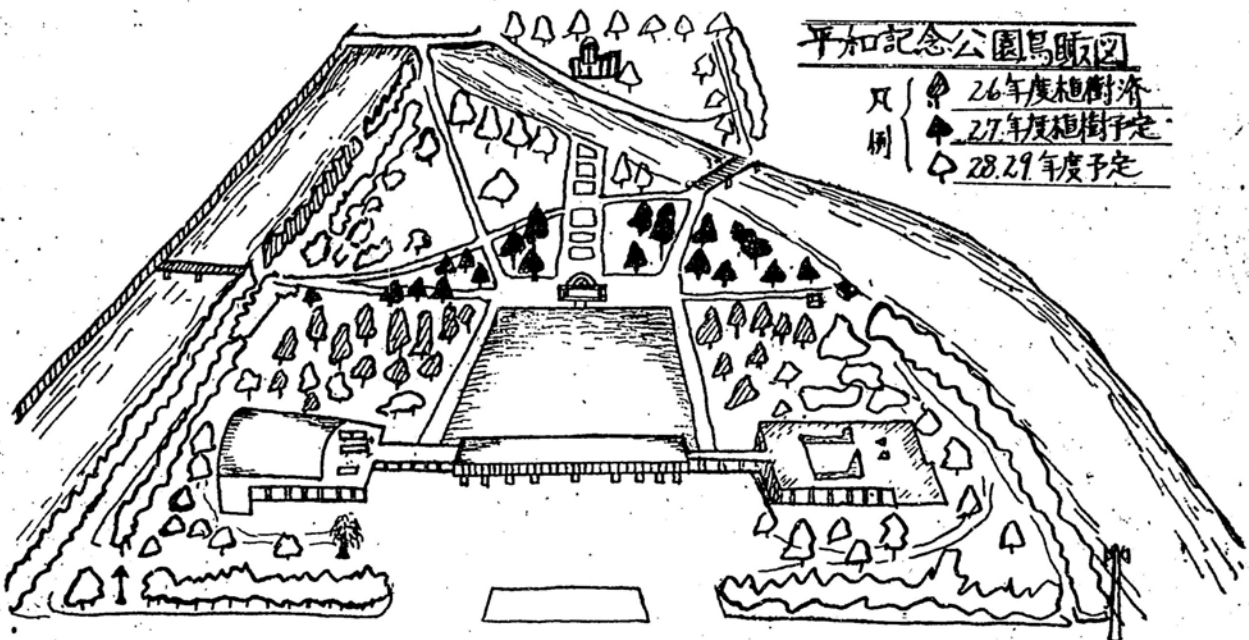
なおとしよりの日を記念して、次の会社から慰問品の寄附を受け、地区民生委員を通じて生活保護法の適要を受ける七十才以上の老人にお分けしました。あわせて感謝致します。

ワイズ株式会社	ワイズ一四〇〇〇個
佐伯糖菓株式会社	キャラメル五五〇〇〇個
三星製菓株式会社	六〇〇〇〇個
松尾糧食株式会社	六〇〇〇〇個

(福祉事務所)

平和記念公園植樹図

凡例	▲ 26年度植樹済
	▲ 27年度植樹予定
	△ 28,29年度予定



27年度秋の平和記念公園植樹

平和記念公園の植樹は25年度から始まっているが、初年度は建築工事のため支障があり、平和大通りに假植、26年度は図の通り、又この秋は上図の位置に喬木では、マツ、クス、タブ、クロガネモチ、ウバメガシ、ヤマモモ、ケヤキ、サルスベリ、ヒビラギモクセイ、ヤマツバキ、ボダイジュ等137本。灌木では、トベラ、サツキ、ツゲ、キヤラ、ウツギ等295株です。このうち、ボダイジュは慰霊碑の附近に植え、別にソテツ、ドラセナ等約30本を陳列館南西部に植える予定。(緑地課)

広島市 お知らせ

競輪特集号

27. 12. 1

（市政広報ひろしま改題） 発行 広島市役所市長室編集 印刷所 中本印刷株式会社

弊害の面は極力抑え

利益面を十分に活かす



競輪の実施については、昭和二十四年十二月二十四日及び二十五年二月十一日に、それぞれ通産省及び地方財政委員会から承認並びに指定を受けておるのであるが、当時市は、競輪場建設財源をもたなかつたため、民間会社で建設して、それを会社から賃借し、競輪を実施する計画をたてて市議会の承認を得た。しかるに施設会社の設立を見、競輪場設置場所の選定中に、たまたま競輪場騒擾事件等がおこり、競輪事業そのものに危うを感じたので、しばらく形勢を見ることにして今日に至つたものである。

しかし最近市の施設は、政府の認証補助事業の面では相当の伸展を示しているが、市の単独事業の面では、市民各位の強い要望にも拘らず、財源の著しい涸渇のため十分な施策をなし得ない実状である。さればといつて、その財源を増税に求めることは、今日の場合殆んど不可能であるから、勢い他の財源を考えなければならぬ。

かかる事情の下に、主として財政的必要的見地から競輪実施の気運が再び盛り上つた。勿論競輪は一面の弊害を伴うものであり、市民の一部にも強い反対意見もあるもので、競輪実施の可否は慎重な検討を要するものである。市においては、全国六十カ所の競輪実施都市の状況を調査し、最近競輪は市況の指導監督と国民の自衛による面を一新し一時伝えられたような弊害も非常に目につくこと、及び競輪事業の収入によつて市民の要望する施設が著々充実されていることが判明した。ひるがえつて本市の現状を見ると、学校施設の不備が児童に及ぼす影響、住宅難がもたらす青少年の風紀紊乱、道路、下水等の整備に上る人心の焦燥、失業者増加による思想の悪化等、まことに憂慮すべき事態が、財政難のため施す術もなく放置されざるを得ぬ状態である。

競輪は一面市民の射倖心をそそるおそれがあるとしても、他面莫大な財政収入をもたらす、又競輪ファンの主要な部分を占めると予想される市外の人達が市に落ちてゆく多額の金、又事業収入によつておこされる新事業で失業の一部を緩和し得ること等を思い合せ、その利害得失を慎重に考慮した結果、この際競輪を実施して、その収入を有効に使うべきであるという結論を得たのである。

この種の事業は、これを賭博機関と見るのと娯楽機関と見ることによつて、その功罪の議論が分かれるのであるが、英国の競馬やドッグレースは今日、国民の健全な娯楽となつてゐるように、競輪の場合も市民諸君の心構えによつて、健全な娯楽たり得ると考えられる。

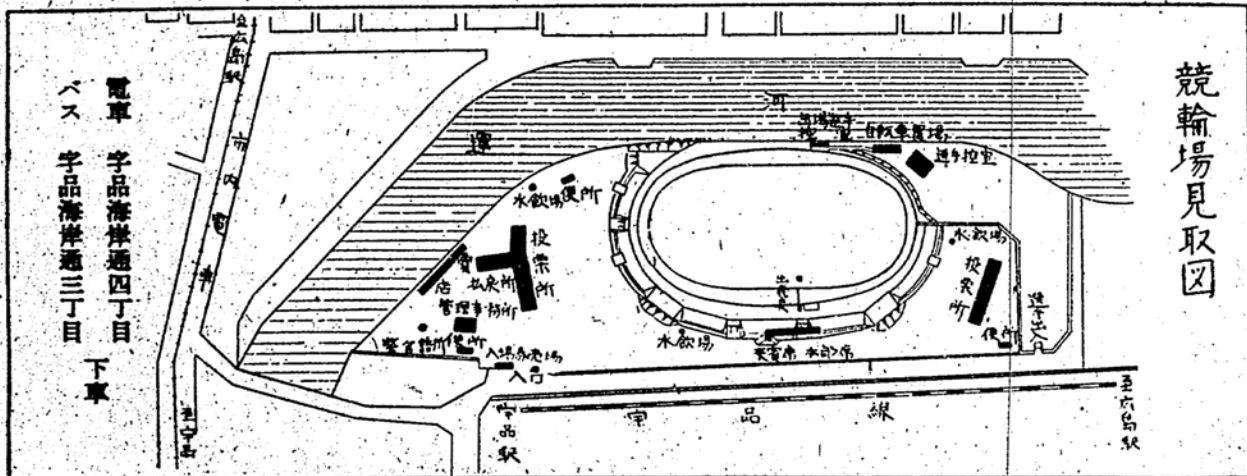
以上のような事情により、私は物事はすべて弊害の面を極力抑制し、利益面を十分に活かすことが賢明なる措置と考え、且つ市民諸君の自主性に信頼し、私の全責任において競輪を実施する決意を固め、そのことを市議会に提案して昭和二十七年六月四日に承認を得たのである。

なお、未成年者に対する取締等については万全の措置を講ずる所存である。市民諸君におかれては、以上の事情を諒察せられ、明朗健全な競輪運営に協力されんことを切望して止まない。

広島市長 浜井信三

◎四頁にしてお読み下さい

競輪場見取図



電車 宇品海岸通四丁目
バス 宇品海岸通三丁目
下車



競輪場建設は

突貫工事

12月5日完成へ

すでに通産省に提出された競輪開催届によれば、開催は十二月十四日から定めております。このため施設の整備が急がれるわけで、事務当局は十二月五日完成を目標にしており、現場は目下突貫工事が行われています。

宇品競輪場の立地条件

去る九月二十五日通産省の専門委員が現地視察のため来広した際も、交通その他あらゆる角度から立地条件を検討された結果競輪場として申分のない条件を具えており、中国地方最良の競輪場であると折紙をつけられました。

大体競輪場は、その施設へ所要時間一時間で来られるところに五十万の人口をもてば、競輪の運営は完全になりたつとされています。

宇品競輪場の場合は、広島市の人口を三十万、他市、郡を三十万とすれば優に六十万の人口をもつこととなり、この六十万の一・五%が車券を購入するならば、大体一開催期間九千萬円の売上げが予定される訳です。(この一・五%という比率は、全国六十カ所の競輪場の地域調査の結果から出た指数です。)

競輪場建設費

競輪場建設費用は総額四千五百二萬四千円で、一時一般財源からくりかえて支払い、その後の開催による収入で償還することになっています。

広島市営競輪場の設置は、昭和二十七年十月二十九日、通産省から正式に許可されました。これは、改正自転車競技法による最初の許可で、全国で六十三番目の開設を見るわけです。

◆新法による許可手続◆

1 市から通商産業大臣へ許可申請をする

2 通商産業大臣から県の意見をきく

3 県は、公聴会を開いて、利害関係人の意見をきき、これに基づいて県の意見をまとめて通商産業大臣に伝える

と可許式公聴

4 通商産業大臣は、申請された競輪場の位置、構造及び設備の条件を調査し、一定の条件に合致すれば、許可する

◆公聴会◆

競輪の弊害を

どのように防ぐ?

競輪実施反対意見の主な理由は、家庭生活を破壊したり、社会教育上特に未成年者に悪影響を及ぼすからとされています。予想されるこれら競輪の弊害は市民の皆さんが競輪を賭博機関としてでなく健全娯楽機関としてのしまれることによつて防ぎ得る訳ですが、改正自転車競技法において競輪の公正を守るために違法行為に対する罰則が強化されました。即ち競輪運営が公正を欠く場合、その競輪の開催が停止されます。又通称飲屋といわれる私設競輪組織をつくり、会員組織で模擬券を発行し、施行者の車券売上を極度に低下させ、この間にボスが深く介入していたことがありましたが、改正法はこれら悪質違反者には体罰をも

以上の諸手続を経て許可されたのです。特に公聴会については、十月三日午前十時から県庁会議室で開催され、招集者としての県からは、商工部長、企業課長が出席し利害関係人として、教育関係から三名、公安関係から一名、主婦関係から一名、一般有識者から六名、計十一名が公述人としてえられ(うち当日一名欠席)それぞれの立場から意見が述べられました。

反対意見の主なものは、競輪実施が家庭生活を破壊したり、社会風教上特に青少年に悪影響を及ぼすとし、これに対して、賛成意見は、主として財政的見地から競輪実施の必要性を認め、弊害の面は関係機関の努力と市民の心構えによつて抑制し得ると述べられました。結果としては賛成八、反対二となりました。

つて臨んでいます。従つて今後の警備方針の重点は、前記飲屋の排除と、競輪へのボス介入を防ぐことになりました。又他人から委託を受けて車券を買ったり、八百長レースを行わせたり、行つたものに対してそれぞれ罰則が強化されました。

一番大きな問題は、未成年者への悪影響をどのように防ぐかです。これについては、法律上未成年者の車券を買い、又は譲り受けることは厳禁されています。なお、当市の場合規則によつて未成年者は保護者同伴でなければ入場できません。

この外関係職員や自転車振興会職員が車券を買うことのできないことは当然ですが、監督官庁の通産省では、施行者、振興会、選手の代表によつて構成された「登録選手制度改善委員会」を設けて、選手の生活向上と自覚によつて八百長レースを防止することに努めております。

競輪はこのように

実施されます



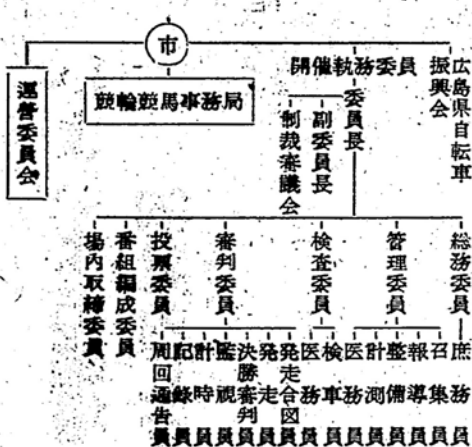
競輪の実施は、通産省の指導監督のもとに、広島市が施行者となつて開催します。そして市は競輪実施の全体計画や、車券の発売、払い戻し等を除き競走の執行について専門的技術を要するものは広島県自転車振興会に委任します。

「自転車振興会の性格」

自転車振興会は、競輪の実施、自転車に関する事項の振興を目的とする法人で都道府県毎に設立され、競輪場審判員、出場選手及び競輪に使用する自転車の種類規格の登録や検討を行います。市から委任された事項は次表の開催執務委員を通じて実施します。

自転車振興会は、車券売上金の三％に当る額を施行者から受取ります。

「市管競輪運営機構」



「開催執務委員とは何か」

前図で見られるように、競輪の実施は施行者としての市と競走面を委任された自転車振興会が、別々に二本建の組織で行うのでなく、市が組織し任命する開催執務委員によつて一元的に行われます。市が行う競輪は、広島市管第何回広島競輪とよび、事務執行機関としての開催執務委員は、その都度置かれます。この委員中、自転車振興会に委任された事項に関する事務を執行する委員は振興会の役員の中から、その他の委員は市の職員及び学識経験者の中からえらばれます。

「広島市管第一回広島競輪開催執務委員メンバー」

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 委員長 高山 一三 広島市助役 | 副委員長 江口 松芳 広島市総務局長 |
| 委員 羽田 増造 広島市競輪事務局長 | 委員 島田 秀一 広島県自転車振興会理事 |
| 委員 小林 整 広島市財務課長 | 委員 桑原 茂 広島市主事 |
| 委員 保田 庄一 広島県自転車振興会理事 | 委員 高橋 壽夫 広島市主事 |
| 委員 正田 四三男 広島市総務課長 | 委員 若松 利松 広島県自転車振興会理事 |
| 委員 酒井 節司 広島市商工課長 | 委員 大家 勝太郎 広島県自転車振興会理事 |
| 委員 田川 秀夫 広島市主事 | 委員 吉田 英太郎 広島市主事 |
| 委員 塩見 清 広島市会計課長 | |

「競輪開催の範囲」

- 一 競輪場当り 月一回 年十二回
- 一 施行者当り 月二回 年二十回
- 一回の開催日数 六日
- 一日の競走回数 十二回

☆改札、点検、検査が行われます。

- 1 入場者に対しては、入場券の改札
- 2 規則で定められている無料入場者に対しては無料入場証の点検
- 3 き章又は腕章を交付した者に対してはき章又は腕章の検査
- 4 又場内にいるものに対しても同様検札並びに検査が行われます。

☆き章又は腕章をつけるもの

- 1 競輪に關係する政府職員及び市職員
- 2 開催執務委員及びその係員
- 3 選手
- 4 警察官及び警察吏員
- 5 報道に従事するもの(該当範囲は開催執務委員長が定める)
- 6 その他競輪の開催に必要なものには通行証を交付します(該当範囲は開催執務委員長が定める)

場内秩序はこうして保たれる

☆前項の1、2、3に該当するもの

ものと開催執務委員長が許可したものの以外は、競輪場の選手控室、自転車保管場及び自転車修理場に入ることはできません。

☆競輪場に入場又は立入ることのできないものは、入場券、無料入場証、き章腕章又は通行証をもたぬもの及び未成年者であつて、保護者に同伴され

競輪関係諸統計表 (昭和二十七年九月末現在)

施行者数	一八〇	都、道、府、縣	三六
振興會数	三八	指定市、町、村	一四四
登録選手数	六三三	(建設中二を含む)	
登録選手数	五、五一五		
男子A級選手	計四、八四六		
女子	六六九		
登録自轉車数	一四八	競走車	九六台
登録自轉車数	一四八	實用車	三九台
月間開催回数	三八四	(六日×六四回)	
月間入場人員	一、五四一	五四二	
月間車券売上高	八、一五三	五九六	〇〇〇圓
月間車券売上高	七、五四〇	〇〇〇圓	
一日平均売上高	二、五四〇	〇〇〇圓	
一人當りの車券購買額	三、一二四	圓	

☆競輪場から退場を命ぜられるものは次の通りです。

- 1 違法な行為をし、又はしようとしたもの
- 2 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとしたもの
- 3 競輪場内の秩序を乱したものの
- 4 競輪場内で予想を業とするもの、又は開催執務委員長の許可を受けずに物品を販売したもの
- 5 他人の迷惑になるような服装をし、又は言動をしたもの
- 6 その他自転車競技法で定められたもの

- 1 自転車競走路及びその内側
- 2 審判台、車券発売所並びに払い戻し金交付所、検査所、掲示場
- 3 開催執務委員控室

